

高 福 第 1 4 9 7 号
令和 2 年(2020 年)12 月 25 日

北海道登録介護支援専門員 各位

北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証及び主任介護
支援専門員資格の特例措置について(通知)

平素より本道における介護保険事業の円滑な運営に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員及び主任介護支援専門員(以下「介護支援専門員等」という。)の法定研修の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」(令和 2 年 2 月 25 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて(第 2 報)」(令和 2 年 3 月 18 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)にて通知されているところです。

道では、昨今の新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、12 月以降の介護支援専門員等の法定研修の実施を一部延期したことなどに伴い、次のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

なお、当該特例措置の内容については、当課のホームページにも掲載していますので申し添えます。

記

1 特例措置対象者

令和 2 年 9 月 30 日以降において登録地が北海道であり、かつ道内居住の介護支援専門員のうち、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和 2 年 9 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までの者

2 特例措置として資格を喪失しない取扱いとする期間

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格のそれぞれの本来の有効期間満了日の翌日から 2 年間

3 特例措置の詳細

別紙のとおり

※ 掲載ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

地域支援係
担当：守田
TEL：011-204-5272（直通）

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について

【北海道登録で道内居住の介護支援専門員等の取扱いについて】

1 趣旨

昨今の新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、令和2年12月以降の介護支援専門員等の法定研修の実施を一部延期したこと等に伴い、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の更新手続きに支障が生じないように、道が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとします。

2 特例措置対象者

令和2年9月30日以降において登録地が北海道であり、かつ道内居住の介護支援専門員のうち、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和2年9月30日から令和5年3月31日までの者

3 特例措置として資格を喪失しない取扱いとする期間

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格のそれぞれの本来の有効期間満了日の翌日から2年間

4 更新手続き後の介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間

本来の有効期間満了日の翌日から5年間

＜例＞ 令和3年7月1日に更新研修を修了し、7月10日に更新申請した場合

| 本来の有効期間満了日 | 特例措置適用期間の終期 | 更新後の有効期間 | |
|------------|-------------|------------|------------|
| | | 有効期間開始日 | 有効期間満了日 |
| 令和2年12月21日 | 令和4年12月21日 | 令和2年12月22日 | 令和7年12月21日 |

5 特例措置対象者の申請手続き

対象者が特例措置の適用を受けるための申請手続きは不要です。

6 特例措置対象者の更新手続き

- (1) 介護支援専門員証と主任介護支援専門員資格の更新を希望する方は、特例措置適用期間の終期までに、必要な法定研修を受講してください。
- (2) 介護支援専門員証の更新に当たっては、法定研修を受講後、介護支援専門員証の特例措置適用期間の終期までに、(総合)振興局社会福祉課に更新申請書類を提出してください。

7 更新研修の受講申込時期

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の更新研修申込可能時期については、次のとおりとし、研修受講申込が定員を超えた場合は、有効期間満了日が早い方を優先して受講決定を行います。

(1) 介護支援専門員証の更新研修

介護支援専門員証に記載の本来の有効期間満了日の概ね1年前

(2) 主任介護支援専門員更新研修

主任介護支援専門員研修修了証明書に記載の本来の有効期間満了日の概ね2年前

